

## 新型コロナウイルスの対応について（第 20 報）

2021 年 3 月 1 日

### 在宅勤務の一部解除について

2 月 28 日、政府は 3 月 7 日を期限としていた緊急事態宣言を、首都圏の 1 都 3 県を除き、前倒しして解除しました。

当社は今回の緊急事態宣言の一部解除を受け、東京地区以外の在宅勤務を解除します。

但し、「出勤」に際しては、通勤時の混雑を避けるため最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

なお、東京地区においては引き続き下記の通り在宅勤務を継続します。

- ① 3 月 7 日(日)までの期間、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施します。
- ② やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。